

令和7年（ワ）第2263号 除名処分無効確認等請求事件

原告 木原 功仁哉

被告 日本誠真会 外1名

準備書面（3）

令和8年7月7日

神戸地方裁判所第4民事部合議B係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士 勝 部 環 震

同 弁護士 本 莊 振 一 郎

同 弁護士 太 田 和 磨

第1 前回期日に被告らにおいて確認をすることになった事項について

1 裁判所から確認を求められた事項について（訴外吉野純子の就任時期等）

- （1） 訴外吉野純子は、結党以来の常任委員である。被告吉野は、結党時、
 党员規約第10条2項「計3名で構成する」に基づき、訴外今村及び訴
 外吉野純子を常任委員に任命した。

加えて、令和7年12月6日、被告吉野は、訴外吉野純子が常任委員
 であることを確認する趣旨も含め、同人を常任委員として再任した上で
 常任委員会を開催した。

被告吉野は、訴外吉野純子に対し、下記の事情があったため自身が常
 任委員であることを明かさないう伝え、徹底していた。常任委員であ
 る党员名は、結党時から現在に至るまで党员に公開しておらず、原告も

常任委員を把握していない（なお、原告は黨員名簿に登録されていないことが令和7年10月に発覚しており、そもそも結党時の黨員でもなかった。）。

被告吉野が立ち上げた被告党は、結党間もない極めて小規模な政治団体であり人員も不足しており、党の乗っ取り等を防止する組織体制の構築まで手が回っていない発展途上の団体であった。常任委員のうち事務局長以外を公開していないのは、本件のような党の乗っ取り（言われなき理由による党首の辞任・除名の要請）が行われたような緊急事態への対抗策の一つであった。

- (2) 上記のとおり、訴外今村は結党以来の常任委員である。訴外今村は、令和7年12月5日、原告の資格停止処分を行った後に辞職している（乙17）。そのため、令和7年12月6日の常任委員会は、被告吉野、訴外吉野純子の2名で開催されている。

2 原告が被告らに対し説明を求めた事項（令和7年12月6日の常任委員会の招集手続きの実施方法について）

上記のとおり、令和7年12月6日の常任委員会は、訴外今村が辞職したことにより、被告吉野及び訴外吉野純子により実施することになった。

黨員規約10条4項には、「代表の指示に基づいて事務局長が適宜招集し」と定められているところ、事務局長である訴外今村は既に退職しているため、そもそもの招集権者である党首被告吉野が代替し、訴外吉野純子に対し常任委員会を開催する旨を伝え適宜招集した。

以 上